資料4

中間市第8期障害福祉計画及び
中間市第4期障害児福祉計画

（骨子案）

○計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

第１章　計画の策定について

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の基本理念
5. 福祉サービスの体系

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口の推移
2. 手帳所持者等の状況
3. 障がい児の就学の状況
4. 障がい者の労働・雇用の状況
5. 障がい福祉に関する事業所アンケート調査結果

第３章　成果目標と活動指標の設定

国の基本指針に基づき、成果目標及び活動指標を設定

第４章　障害福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障害福祉サービス
2. 障害児福祉サービス
3. 地域生活支援事業

第５章　計画の推進

1. 制度の普及啓発等
2. 計画の推進体制
3. 計画の進行管理

資料編

1. 中間市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会条例
2. 中間市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定委員会委員
3. 中間市第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画委員会開催経過
4. 諮問書
5. 答申書
6. 障害福祉サービス及び障害児通所支援指定事業所一覧表（中間市内）
7. 用語解説

第1章　計画の策定について

第１章では、計画策定の背景や趣旨、計画の位置づけや期間、基本理念等について定めます。

1. 計画策定の背景と趣旨

・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある方の自立や社会参加を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」等の各種サービスが計画的に提供されるよう定めます。

・計画策定にあたっては、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に沿って、本市における障がいのある方々の現況やニーズ等を踏まえたうえで、目標値等を設定します。

2. 計画の位置づけ

(1)法令等による位置づけ

「中間市第８期障害福祉計画」及び「中間市第４期障害児福祉計画」は一体として策定します。これらの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは、次のとおりです。

●中間市第８期障害福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第８８条第１項）

⇒主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定める３年を１期とした計画です。本計画で定める障害福祉サービスの見込み量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい者福祉計画に反映されます。

●中間市第４期障害児福祉計画

【法令】市町村障害児福祉計画（児童福祉法第３３条の２０第１項）

⇒主に障害児サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定める３年を１期とした計画です。本計画で定める障害児サービスの見込み量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい児福祉計画に反映されます。

(2)他の行政計画との関係

本計画は、国及び福岡県の障害者基本計画や国の基本方針を踏まえ、中間市総合計画、中間市こども計画、中間市高齢者総合保健福祉計画など、他の障がい者施策に係わる諸計画との整合性を持たせたものとします。



3. 計画の期間

国の指針に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画はともに令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度の３年間を計画期間とします。



4. 計画の基本理念

中間市障害者基本計画の基本目標である「共に生きる福祉のまち　なかま～自分らしくいきいき暮らせる地域づくり～」の実現に向けて、国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に揚げる６つを基本理念とし、その推進を図ります。

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの種別や程度にかかわらず、一人ひとりの自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。また、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等を受けながら、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を推進します。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者及び障がいのある児童とし、一元的にサービスを実施し、障害福祉サービスのさらなる充実に向けた取組を推進します。

発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

(3)入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、入所等からの地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えます。

自立した生活を希望する人に対し、相談支援、グループホームへの体験入所、事業所との連携等、支援を必要とする人に必要なサービスの提供ができるように推進します。

(4)地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がいのある人の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題が複雑化・複合化している中で、地域住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む包括的な支援体制の構築を目指します。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援においては、障がいのある児童の意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある児童が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がいのある児童の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が、保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるようにするなどの支援を行います。

(6)障がい者の社会参加を支える取り組みの定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズや各種法律を踏まえて支援することが必要です。

特に、障がいのある人が文化芸術・スポーツを通じ、多様な活動に参加する機会の確保等により、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

5. 福祉サービスの体系

素案では、障害者総合支援法に基づく福祉サービス等の体系を図で示します。

第2章　障がいのある人を取り巻く現状

第２章では、本市における障害者手帳所持者数の推移、障がいのある方の労働や雇用、就学状況などについて掲げます。また、障がい福祉に関する事業所アンケートの調査結果についても掲載します。

1. 人口の推移

2. 手帳所持者等の状況

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移
・自立支援医療（精神）の利用者の推移
・特定医療費（指定難病）受給者の推移
・障害支援区分認定者の推移

3. 障がい児の就学の状況

4. 障がい者の労働･雇用の状況

5. 障がい福祉に関する事業所アンケート調査結果

第3章　成果目標と活動指標の設定

第３章では、国の基本指針（令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号）を踏まえ、令和 11 年度末における成果目標と活動指標を設定します。

国の基本指針で掲げられている成果目標と活動指標のうち、図の赤枠の部分が市町村障害福祉計画等に該当します。

成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3 日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床への 30 日以上の再入院率：退院後 90 日時点 10.3%以下、退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下 【新規】
- 心のサポーター数：令和 15 年度末までに 100 万人以上 【新規】
- K６により住民のこころの状態を把握 【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の 1.31 倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の 1.47 倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和 11 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上 【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等
- ４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） 【新規】

⑤ 地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための　生産性向上
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を 100%とする 【新規】

活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

○ 居宅介護の利用者数、利用時間数　○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
○ 同行援護の利用者数、利用時間数　○ 行動援護の利用者数、利用時間数
○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数　○ 生活介護の利用者数、利用日数
○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数　○ 就労選択支援の利用者数
○ 就労移行支援の利用者数、利用日数　○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
○ 就労定着支援の利用者数　○ 療養介護の利用者数
○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
○ 自立生活援助の利用者数　○ 共同生活援助の利用者数
○ 施設入所支援の利用者数　○ 施設における居室の個室化等の取組状況　【新規】
○ 計画相談支援の利用者数　○ 地域移行支援の利用者数　○ 地域定着支援の利用者数
○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数　【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
○ 心のサポーター養成研修実施回数　【新規】　○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数　【新規】
○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数　○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数　○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）　○ 精神障害者の短期入所の利用者数　【新規】

（都道府県）

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数　○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ ペアレントメンターの人数　○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援　【新規】

（都道府県）

○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数　【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数　○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○ 障害児相談支援の利用児童数
○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数　○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）

○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組　【新規】

（市町村）

○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（都道府県）

○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数　【新規】
○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合　【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

第4章　障害福祉サービス等の必要量の見込み

第４章では、国の基本指針に即し、年度ごとの障害福祉サービス等の必要量を見込みます。

見込みにあたっては、これまでの実績の推移や、アンケート結果による利用意向を踏まえます。

1. 障害福祉サービス

(1)訪問系サービス

①居宅介護　②重度訪問介護　③同行援護　④行動援護　⑤重度障がい者等包括支援

(2)日中活動系サービス

①生活介護　②自立訓練（機能訓練）　③自立訓練（生活訓練）　④就労移行支援　⑤就労継続支援（A 型）　⑥就労継続支援（B 型）　⑦就労定着支援　⑧療養介護　⑨短期入所（医療型）　⑩短期入所（福祉型）　⑪就労選択支援

(3)居住系サービス

①自立生活援助　②共同生活援助（グループホーム）　③施設入所支援

(4)相談支援

①計画相談支援　②地域移行支援　③地域定着支援

2. 障害児福祉サービス

(1)障害児通所支援

①児童発達支援　②医療型児童発達支援　③居宅訪問型児童発達支援　④保育所等訪問支援　⑤放課後等デイサービス　⑥医療的ケア児等コーディネーター　⑦保育園・幼稚園等における障がいのある児童の受け入れ

(2)相談支援

①障害児相談支援

3. 地域生活支援事業

(1)必須事業

①相談支援事業　②成年後見制度利用支援事業　③成年後見制度法人後見支援事業　④意思疎通支援事業　⑤日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費））　⑥手話奉仕員養成研修事業　⑦移動支援事業　⑧地域活動支援センター事業　⑨理解促進研修・啓発事業　⑩自発的活動支援事業

(2)任意事業

①日中一時支援事業　②訪問入浴サービス事業　③生活訓練等事業　④社会参加支援事業

第5章　計画の推進

第５章では、計画の推進体制や進行管理等について掲げます。